

重要事項説明書

(介護予防) 短期入所療養介護

医療法人 社団 六心会

介護老人保健施設 エスペランサ

利用者に対する介護老人保健施設短期入所療養サービス提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき事項は次の通りです。

1 事業者

| | |
|-----------------------|---|
| 事業者名称 | 医療法人社団 六心会 |
| 代表者氏名 | 理事長 古瀬 繁 |
| 本社所在地 (連絡先及び電話番号等) | 神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ1788番地 電話番号：078-950-2622 FAX 番号：078-950-2323 |

2 ご利用施設

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| 施設名称 | 介護老人保健施設 エスペランサ |
| 介護保険 事業所番号 | 2851180022 |
| 施設所在地 | 宝塚市山本丸橋2丁目22番1号 |
| 施設長名 | 古瀬 明子 |
| 連絡先 | 電話番号：0797-82-3338 FAX 番号：0797-89-1260 |

3 当施設で実施する事業

| 事業の種類 | 兵庫県知事の事業者指定 | | 利用定員 |
|-----------------|-------------|---------------|-----------------|
| | 指定年月日 | | |
| 介護老人保健施設 | 平成12年2月1日 | 兵庫県指令 長第2-72号 | 140(うち認知症の方40名) |
| 通所リハビリテーション | 同上 | 同上 | 40 |
| 短期入所療養介護 | 同上 | 同上 | — |
| 訪問リハビリテーション | 平成25年4月1日 | | |
| 介護予防通所リハビリテーション | 平成18年4月1日 | | — |
| 介護予防短期入所療養介護 | 同上 | | — |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 平成25年4月1日 | | |

4 事業の目的と運営方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。 |
| 運営の方針 | <ol style="list-style-type: none"> 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。 当施設では職員一人一人が働きがい、やりがいを持って全人格を介護に捧げられるような職場を実現します。 |

| | |
|--|--|
| | <p>7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。</p> <p>8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。</p> |
|--|--|

5 施設概要

| | |
|-------------|-----------------------|
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 地上5階建(耐火建築) |
| 敷地面積（延べ床面積） | 1, 332㎡（4, 675㎡） |
| 開設年月日 | 平成12年2月1日 |

<療養室、その他設備等>

| 種 類 | 数 | 面 積 | 一人あたりの面積 |
|-------------------|--------|----------|----------|
| 個 室 | 12室 | 13.1㎡ | 13.1㎡ |
| 2人部屋 | 8室 | 18.5㎡ | 9.2㎡ |
| 4人部屋 | 28室 | 32.8㎡ | 8.2㎡ |
| *基準は一人あたり8.0㎡ | | | |
| 食堂・ダイニング(1階) | 1室 | 120.26㎡ | 3.00㎡ |
| 食堂・ダイニング(2階) | 1室 | 133.39㎡ | 2.66㎡ |
| 食堂・ダイニング(3階) | 1室 | 133.39㎡ | 2.66㎡ |
| 食堂・ダイニング(4階) | 1室 | 213.66㎡ | 5.34㎡ |
| 機能訓練室 | 1室 | 190.93㎡ | 1.05㎡ |
| 一般浴室（ダイ） | 1室 | 52.31㎡ | |
| 一般浴室（2階） | 1室 | 66.03㎡ | |
| 一般浴室（3階） | 1室 | 66.03㎡ | |
| 一般浴室（4階） | 1室 | 46.93㎡ | |
| 機械浴室（2階） | 特殊浴槽2台 | 31.50㎡ | |
| 入所者トイレ | 各階2カ所 | 各24.90㎡ | |
| 診察室 | 1室 | 33.30㎡ | |
| 屋上庭園 | | 約430.00㎡ | |
| *食堂等、基準は一人あたり2.0㎡ | | | |

6 施設の職員体制

令和6年3月16日現在

| | |
|-------|-----------|
| 管 理 者 | 施設長 古瀬 明子 |
|-------|-----------|

| 職 種 | 職 務 内 容 | 人 員 数 |
|---------|---|-------------------|
| 管理者 | <p>1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。</p> <p>2 従業者に、法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。</p> | 常勤 1名 医師と兼務 |
| 医 師 | 入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。 | 常勤 1名 非常勤 6名 |
| 看護職員 | 医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務を行います。 | 常勤 11名 非常勤 9名 |
| 介護職員 | 入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。 | 常勤 40名 非常勤 17名 |
| 介護支援専門員 | 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 | 常勤 3名 支援相談員と兼務 |
| 支援相談員 | 入所者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。 | 常勤 2名 |

| | | |
|---------------------|--|------------------|
| 機能訓練指導員 PT・OT・ST | リハビリテーションプログラムを作成し、運動療法、日常生活動作訓練、物理的療法等、言語聴覚療法の訓練を実施するほか療養指導を行います。 | 常勤 14名 非常勤 2名 |
| 管理栄養士 | 食事の献立、栄養計算等入所者に対する栄養指導等を行います。 | 常勤 1名 |
| 薬剤師 | 医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。 | 非常勤 3名 |
| その他職員 | 事務等、その他業務を行います。 | 常勤 6名 非常勤 9名 |

7 職員の勤務体制

| 職 種 | 勤務体制 | 休 暇 |
|---------------------|---|------|
| 管理者 施設長 | 日勤（9：00～17：45）常勤で勤務 | 4週8休 |
| 医 師 | 日勤（9：00～17：45）常勤1名で勤務 夜勤（17：45～9：00）は、自宅待機にて緊急時に備えています | 4週8休 |
| 看護職員 介護職員 | 早出（7：00～15：45） 日勤（9：00～17：45） 遅出（11：00～19：45） 夜勤（17：00～翌9：30） その他、時間形態あり 交代勤務 | 4週8休 |
| 支援相談員 介護支援専門員 | 日勤（9：00～17：45）で勤務 | 4週8休 |
| 機能訓練指導員 PT・OT・ST | 日勤（9：00～17：45）で勤務 | 4週8休 |
| 管理栄養士 | 日勤（9：00～17：45）で勤務 | 4週8休 |

8 営業日及び利用の予約、申込み

| | | |
|---------|---|---------------------------|
| 営 業 日 | 入 所 | 年中無休 |
| | 短期入所 (介護予防短期入所) | 年中無休 |
| | 通所リハビリ (介護予防通所リハビリ) | 日曜日休み 年末年始 1月1日～1月3日休み |
| | 訪問リハビリ (介護予防訪問リハビリ) | 月曜日～金曜日 |
| ご予約・申込み | ご利用の予約・申込みは、ご相談専用電話(0797-82-5525)にて支援相談員がお受けいたします。ご相談は事前予約制となっています。 | |

9 施設サービス概要

| サービス区分と種類 | サ ー ビ ス の 内 容 |
|-------------------------------|--|
| 施設サービス計画 (短期入所療養介護) の作成 | <ol style="list-style-type: none"> 1 介護支援専門員が、入所者の心身の状態や、生活状況の把握（アセスメント）を行い、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、援助の目標、サービス内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画を作成します。 2 作成した施設サービス計画の内容について、入所者又はその家族に対して、説明し文書により同意を得ます。 3 施設サービス計画を作成した際には、入所者に交付します。 4 計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。 5 サービス計画書の説明などを定期的に面談にて実施いたします。 |

| | |
|----------------------|---|
| 食 事 | <p>1 管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。</p> <p>2 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 (食事時間) 朝食：8:00～8:30 / 昼食：12:00～12:30 間食：15:00～15:30 / 夕食：18:00～18:30</p> |
| 入 浴 | <p>1 入浴又は清拭を週2回以上行います。 入所者の体調等により、当日入浴ができなかった場合は、清拭及び入浴日の振り替えにて対応します。</p> <p>2 機械浴を使用して入浴することも可能です。</p> |
| 排 泄 | 排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を利用した援助を行います。 |
| 送 迎 | 事業者が所有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 |
| 機能訓練 | <p>1 入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。</p> <p>2 関連スタッフ(医師、理学療法士・作業療法士、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員など)が協働し、入所者の状況・ニーズに適合したりハビリ計画を立て、計画に沿って関連スタッフによりリハビリテーションを実施し、生活機能の維持/改善に努めます。</p> |
| 栄養管理 (栄養ケアマネジメント) | 栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を行います。 |
| 口腔衛生の管理 | 入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行います。 |
| 健康管理 | <p>1 医師を中心として、入所者ごとの健康身体管理に努め、又緊急等必要な場合は主治医あるいは協力病院等に責任を持って引継ぎいたします。</p> <p>2 入所者が外部の医療機関に受診する場合は、その介添えについてできる限り配慮いたします。</p> |
| 相談及び援助 | <p>入所者及びその家族からの相談についても誠意を持って対応し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p> <p>(相談窓口) …支援相談員、介護支援専門員</p> |
| その他の支援 | <p>1 寝たきり防止のため、入所者の身体状況を考慮しながら、可能な限り離床に配慮します。</p> <p>2 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助を行います。</p> <p>3 シーツの交換は週1回、寝具の消毒は随時実施します。</p> |

10 利用料金 (詳細は別紙「料金表」を参照して下さい)

(1)利用料金の支払方法

利用料金は原則として、預金口座から自動振替にて集金させていただきます。月末締めで請求書を作成し、毎月半ばまでに郵送いたします。引落日は毎月27日(休日の場合は翌営業日)です。但し、金融機関での振替登録手続きに1～2ヶ月かかりますので、完了するまでの間、現金でお支払いいただくことがあります。

(2)介護保険給付外サービス (詳細は別紙「料金表」を参照して下さい)

| 項 目 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 教養娯楽 レクリエーション | レクリエーション、クラブ活動参加費としての材料費等 (唱歌・書道・囲碁・将棋・貼り絵・生花・手芸・ドックセラピー・喫茶・カラオケなど) |
| 理美容代 | 理髪店の出張による理髪サービスを施設内理髪室にてご利用いただけます。 |
| 特別な居室利用 | 個室を、利用者のご希望に応じて提供いたします。 (トイレ、洗面台を設置しております。) |
| 身の回り品 衣類リース タオルリース | 衣類リースやタオルリースをご利用いただけます。 委託業者との契約となります。 |

1 1 施設利用に当たっての留意事項

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| 来訪時間 (面会時間) | 午前9時00分から午後5時45分まで |
| 外出・外泊 | <ul style="list-style-type: none"> ・外出・外泊は施設長の許可が必要です。各サービスステーションで申請して下さい。利用者の状況によっては、ご家族とのつながりを大切にさせていただくために、外出をお願いすることがあります。なお、年末年始・お盆などはできる限り外泊をお勧めします ・なお、外泊に関しては、1カ月6日間が限度となります。 |
| 飲酒・喫煙 | 施設内は全館禁煙です。また飲酒もお断りします。 |
| 金銭・貴重品の管理 | 持ち物や現金（お小遣い程度）は各自で管理することになりますので、貴重品（通帳・印鑑など）や多額のお金は所持できません。施設でもお預かりいたしません。貴重品の紛失等の事故が発生した場合、当施設は一切責任を負いません。また金銭貸借・贈答・賭事も固く禁じます。 |
| 電化製品の持ち込み | <ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、各居室にテレビは設置しておりません。居室にてテレビの視聴を希望される場合は、本体機器・ケーブルを各自でご準備下さい。（無料のBS放送は視聴可能です） ・PC・タブレット端末に関しても、使用を希望される場合は各自でご準備下さい。*Wifi環境がございます。利用を希望される方は、お申し出ください。 ・故障・破損や紛失に関しては、当施設では責任を負いかねますのでご了承ください。 |
| 携帯電話の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・個室以外の2・4人部屋でのご使用は、他の利用者様のご迷惑になる可能性もありますので、常にマナーモードにしてください。 ・通話場所は、個室または談話室をお願い致します。 ・通話時間は7時～21時までとさせていただきます。 |
| 食品の持ち込み | 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。 |
| 愛玩動物の持ち込み | 施設内での愛玩動物の持ち込み・飼育は固く禁じます。 |
| 物品の紛失・破損 | 施設内の物品・寝具等を紛失・破損された場合、実費を請求することがあります。 |
| 施設外での受診 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所中（外泊時も含む）に他の医療機関の受診を希望される場合は、必ず前もって各階サービスステーションにご相談下さい。当施設の許可がない限り、他医療機関の受診はご遠慮下さい。 ・また薬剤（一部の薬剤除く）の受取においても保険上医療機関からの受取はできませんのでご注意ください。 |
| 居室の変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は居室の空き状況により施設でその可否を決定します。 ・ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際は、ご利用者やご契約者等と協議のうえ決定するものとします。 ・災害時など緊急やむを得ない場合は、ご連絡なく居室変更する場合がございます。 |

*当施設内でのきまりを守らない場合は、遺憾ながら退所していただくことがありますので、ご承知おきください。

1 2 虐待の防止について

事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

| | |
|-------------|------------|
| 虐待防止に関する担当者 | 管理部長 尾上 久志 |
|-------------|------------|

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3 身体的拘束について

事業者は、原則として入所者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4 事故発生時の対応方法と損害賠償について

- (1) 事故が発生した場合の対応について、(2)に規定する報告等の方法を定めた事故発生防止のための指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。
- (4) 上記(1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を配置しています。
- (5) 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (6) 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (7) 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

| | | |
|--------------|-------|----------------|
| 損害賠償 責任保険 | 保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| | 保 険 名 | 介護保健施設総合補償制度 |
| | 補償の概要 | 賠償事故補償など |
| 自動車保険 | 保険会社名 | 東京海上日動火災保険株式会社 |
| | 保 険 名 | 自動車保険 |
| | 補償の概要 | 対人賠償、対物賠償など |

1 5 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供したサービスに係る入所者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 相談や苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は、苦情措置概要に基づきます。

(2) 苦情申立の窓口

| | | |
|---|--|---|
| 【事業者の窓口】 介護老人保健施設 エスペランサ | 窓口担当者 電話番号 ファックス番号 受付時間 | 管理部長 尾上 久志 0797-82-3338 0797-89-1260 9：00～17：45（毎日） *苦情箱 1階ロビーに設置 |
| 【市町村（保険者）の窓口】 宝塚市 (その他の保険者の市町村) | 所在地 窓 口 電話番号 電話番号 受付時間 各市町村 | 宝塚市東洋町1-1 介護保険課 0797-77-2136（給付担当） 0797-77-2038（認定担当） 9：00～17：30（土日祝は休み） 介護保険課 |
| 【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会 | 所在地 窓 口 電話番号 受付時間 | 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 介護サービス苦情相談窓口 078-332-5617 8：45～17：15（土日祝は休み） |

1 6 非常災害時の対策

| | | | | |
|--------------------------|--|------|--------|-----|
| 非常災害時の対応 | 別途定める「エスペランサ消防計画」に沿い、対応を行います。 | | | |
| 非常時災害時訓練 | 当施設では年2回の非常時災害訓練を実施しており万一の災害に備えて職員が迅速に活動できるように訓練しております。又訓練の際は入所者の方も参加いただいておりますので、ご協力をお願いいたします。 | | | |
| 防火設備 | 設備名称 | 個数 | 設備名称 | 個数 |
| | 防災センター | 1カ所 | 消火散水栓 | 5カ所 |
| | 総合操作盤 | 1台 | 誘導灯 | 34個 |
| | 自動火災報知設備 | 1台 | 連結送水管 | 1個 |
| | 館内放送設備 | 1台 | 非常電話 | 1個 |
| | スプリンクラー | 645個 | 避難すべり台 | 1基 |
| | 火災報知器 | 12個 | 防火水槽 | 1基 |
| | 消火器 | 16個 | | |
| カーテン・寝具等は防災処理の物を使用しています。 | | | | |

| | |
|-----------|--|
| 消防計画等 | 宝塚消防本部届け出日 令和2年7月20日 防火管理者 上林 孝行 |
| 近隣等との協力関係 | 当施設は、災害発生時の福祉避難所の指定・開設及び管理運営に関して、宝塚市と協定を締結しています。 *福祉避難所：災害時に身体等の状況により通常の避難所における避難所生活が困難である者の支援の為に開設する避難所。 |

1.7 緊急時等における対応方法と協力医療機関

施設において、サービス提供を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合は、速やかに管理医師へ連絡し必要な措置を講じます。

入所者の病状からみて、当施設において自ら必要な医療を提供することが困難な場合には、協力医療機関その他適当な医療機関への入院のため措置、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じます。

入所者のために往診を求め、又は入所者を医療機関に通院させる場合には、当該医療機関の医師又は歯科医師に対し、入所者の診療状況に関する情報を提供します。また、当該医療機関等から入所者の療養上必要な情報の提供を受け、その情報により適切な診療を行います。

当施設の協力医療機関及びに歯科医療機関は下記のとおりです。

| 協力医療機関 | |
|--------|---|
| 医療機関名称 | 医療法人 尚和会 宝塚第一病院 |
| 所在地 | 宝塚市向月町19-5 |
| 電話番号 | 0797-84-8811 |
| 診療科 | 内科・外科・小児科・整形外科・脳神経外科・眼科・皮膚科・泌尿器科・形成外科・美容外科・小児外科・胃腸科・循環器科・アレルギー科・リウマチ科・リハビリテーション科・肛門科・放射線科・麻酔科 |
| 入院設備 | ベッド数 211床 |
| 救急指定 | 有 |
| 契約の概要 | 当施設と宝塚第一病院とは、入所者の病状に急変があった場合迅速に対応できるよう協力医療機関契約を締結しております。 |

| | |
|--------|---|
| 医療機関名称 | 医療法人 社団 六心会 伊丹恒生脳神経外科病院 |
| 所在地 | 伊丹市西野1丁目300番地1 |
| 電話番号 | 072-781-6600 |
| 診療科 | 脳神経外科・整形外科・外科・内科・リハビリテーション科 |
| 入院設備 | ベッド数 80床 |
| 救急指定 | 有 |
| 契約の概要 | 当施設と伊丹恒生脳神経外科病院とは、入所者の病状に急変があった場合迅速に対応できるよう協力医療機関契約を締結しております。 |

| | |
|--------|--|
| 医療機関名称 | 東宝塚さとう病院 |
| 所在地 | 宝塚市長尾町2番1号 |
| 電話番号 | 0797-88-3286 |
| 診療科 | 循環器科・心臓血管外科・内科・外科・形成外科・麻酔科・リハビリテーション科 |
| 入院設備 | ベッド数 166床 |
| 救急指定 | 有 |
| 契約の概要 | 当施設と東宝塚さとう病院とは、入所者の病状に急変があった場合迅速に対応できるよう協力医療機関契約を締結しております。 |

| | |
|--------|---|
| 医療機関名称 | 医療法人 回生会 宝塚病院 |
| 所在地 | 宝塚市野上1-2-1 |
| 電話番号 | 0797-71-3111 |
| 診療科 | 内科・循環器科・消化器内科・呼吸器科・外科・消化器外科・脳神経外科・整形外科・ |

| | |
|-------|--|
| | 血管外科・形成外科・肛門科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・リハビリテーション科 |
| 入院設備 | ベッド数 131床 |
| 救急指定 | 有 |
| 契約の概要 | 当施設と宝塚病院とは、入所者の病状に急変があった場合迅速に対応できるよう協力医療機関契約を締結しております。 |

| | |
|--------|--|
| 医療機関名称 | 正愛病院 |
| 所在地 | 川西市久代2-5-34 |
| 電話番号 | 072-758-5821 |
| 診療科 | 内科・外科・整形外科・歯科・口腔外科・リハビリテーション科 |
| 入院設備 | ベッド数 99床 |
| 救急指定 | 有 |
| 契約の概要 | 当施設と正愛病院とは、入所者の病状に急変があった場合迅速に対応できるよう協力医療機関契約を締結しております。 |

| | |
|--------|--|
| 医療機関名称 | 医療法人 社団 川田歯科医院 |
| 所在地 | 宝塚市山本丸橋3-1-5 |
| 電話番号 | 0797-88-0111 |
| 診療科 | 歯科 |
| 契約の概要 | 歯科治療のご希望に応じ、歯科受診を受けることができます。川田歯科医院は、週に1度、当施設に往診に来られます。 |

| | |
|--------|-------------------|
| 医療機関名称 | 医療法人 社団 庄田歯科医院 |
| 所在地 | 宝塚市山本丸橋1-5-30-105 |
| 電話番号 | 0797-88-8814 |
| 診療科 | 歯科 |

※協力医療機関において、優先的に治療等が受けられるものではありません。また、当該医療機関での治療等を義務付けるものではありません。

1.8 秘密の保持について

| | |
|------------------------|--|
| 入所者及びその家族に関する秘密の保持について | <p>① 事業者は、入所者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、職員に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p> |
|------------------------|--|

1.9 個人情報保護について

(1) 個人情報の利用目的

介護老人保健施設エスペランサでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入所者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

| | |
|----------|--|
| 介護老人保健施設 | <p>◆当施設が利用者等に提供する介護サービス</p> <p>◆介護保険事務</p> |
|----------|--|

| | |
|---------------------|---|
| 内部での利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> ◆介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち <ul style="list-style-type: none"> ・入退所等の管理 ・会計・経理 ・事故等の報告 ・当該利用者の介護、医療サービスの向上 |
| 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> ◆当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答 ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合 ・検体検査業務の委託その他の業務委託 ・家族等への心身の状況説明 ◆介護保険事務のうち <ul style="list-style-type: none"> ・保険事務の委託 ・審査支払機関へのレセプトの提出 ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答 ◆損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等 |

【上記以外の利用目的】

| | |
|---------------------|--|
| 当施設の内部での利用に係る利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> ◆当施設の管理運営業務のうち <ul style="list-style-type: none"> ・医療、介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料 ・当施設において行われる学生の実習への協力 ・当施設において行われる事例研究 |
| 他の事業者等への情報提供に係る利用目的 | <ul style="list-style-type: none"> ◆当施設の管理運営業務のうち <ul style="list-style-type: none"> ・外部監査機関への情報提供 |

(2) 介護・診療情報の開示

ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、医師または支援相談員に開示をお申し出下さい。

(3) 個人情報の内容訂正・利用停止

当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員までお申し出下さい。調査の上対応いたします。

(4) ご希望の確認と変更

- ① ご入所者に関してエスペランサからご自宅に電話をかける可能性があります。差し障りがある場合は、あらかじめお申し出下さい。
- ② 事故防止・安全確保の為に居室入口などに氏名の掲示をしています。掲示を望まない方は、職員までご相談下さい。
- ③ 電話による入所確認の問い合わせには、個人情報保護の観点から、原則としてお答えしない方針です。
- ④ ご希望には柔軟に対応させていただきます。お気軽にご相談下さい。

(5) 電子カルテシステムの運用について（詳細は別紙「同意説明書」を参照して下さい）

| |
|---|
| <p>医療法人社団 六心会及び社会福祉法人 黎明会では、医療・介護の質と安全性の確保のため、電子カルテシステムを運用しています。また、厚生労働省が推進している診療・介護情報の共有化を行い、正確な情報に基づいた高度で安全な医療・介護を行うために、この電子カルテシステムを用い両法人内の病院と介護・福祉事業所を接続して診療・介護情報の共有を行います。</p> |
| <p>① 診療・介護情報の共有化の目的 利用者様のプライバシー保護を厳重に図りながら診療・介護情報の一部を両法人内の医療圏の医療・介護・福祉事業所とで診療・介護情報を共有し、質の高い安全な診療・介護の提供を可能にすることを目的としています。</p> |
| <p>② 個人情報の安全確保</p> |

この電子カルテ情報共有システムでは、患者様の診療・介護情報を守るために次のような対策を講じています。

- ・診療・介護情報を見ることができるのは、連携医療機関・介護事業所の閲覧を認めた職員のみとします。
- ・外部からの不正な侵入に対して厳格に情報を保護しています。

(6)個人情報保護相談窓口

個人情報に関するご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口

管理部長 尾上 久志

2 0 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④ ①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

2 1 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2 2 サービス提供の記録

- (1) 介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録は介護保険サービスが終了してから5年間保存します。
- (2) 入所者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写物の請求を行う場合は、有料です。）
- (3) 入所に際して入所年月日及び事業所名称を、退所に際して退所年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

重要事項説明書並びに別紙「料金表」

同意書

サービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

重要事項説明について

| | |
|--------------|--------------|
| 重要事項説明書の説明日時 | 令和 年 月 日 時 分 |
| 説明者 | 印 |

| | | |
|-----|------|------------------------|
| 事業者 | 所在地 | 神戸市北区道場町日下部字中ノゴウ1788番地 |
| | 法人名 | 医療法人社団 六心会 |
| | 代表者名 | 理事長 古瀬 繁 印 |
| 事業所 | 所在地 | 宝塚市山本丸橋2丁目22番1号 |
| | 施設名 | 介護老人保健施設エスペランサ |
| | 施設長名 | 施設長 古瀬 明子 |

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

| | | |
|-----|----|---|
| 入所者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

上記署名は、 _____ 続柄 (_____) が代行しました。

| | | |
|-------|----|---|
| 身元引受人 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

附 則

- この重要事項説明書は、令和2年6月1日より施行。
- この重要事項説明書は、令和3年10月1日より施行。
- この重要事項説明書は、令和5年8月16日より施行。
- この重要事項説明書は、令和6年4月1日より施行。